

【第3編 資産運用 18-11】贈与税とは

～相続税を助ける～

(1)相続税と贈与税(補完)

- ①生存中→贈与税
- ②死亡後→相続税

(2)贈与された人が申告する

※年間110万円までは非課税

(3)税率

→一般贈与と特別贈与

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-	200万円以下	10%	-
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1000万円以下	30%	90万円
1000万円以下	40%	125万円	1500万円以下	40%	190万円
1500万円以下	45%	175万円	3000万円以下	45%	265万円
3000万円以下	50%	250万円	4500万円以下	50%	415万円
3000万円超	55%	400万円	4500万円超	55%	640万円

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>

(4)非課税な贈与

- ①生活費
 - ②教育費
- その都度ごと&口座を分ける
- ③冠婚葬祭の祝金など(社会通念上妥当な金額)

